

令和 8 年 8 月 定例会

総務常任委員会説明資料
(後 議)
(条例等関係)

総 務 部
企 画 振 興 部

第 5 号

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県監査委員に関する条例(昭和39年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(熊本県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(昭和63年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 5 号	熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。 2 主な改正内容 (1) 地方自治法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。 ア 熊本県監査委員に関する条例（第 5 条関係） イ 熊本県公営企業の設置等に関する条例（第 6 条関係） ウ 熊本県病院事業の設置等に関する条例（第 7 条関係） エ 熊本県下水道事業の設置等に関する条例（第 7 条関係） オ 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第 1 条、第 2 条関係） 3 施行期日 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第 6 号

熊本県地域未来基金条例の制定について

熊本県地域未来基金条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県地域未来基金条例

(設置)

第 1 条 産業集積の形成及び拡大、地場産業の付加価値の向上及び販路の開拓等による地域の発展を図るため、熊本県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

産業集積の形成及び拡大、地場産業の付加価値の向上及び販路の開拓等による地域の発展を図るため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県地域未来基金条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 6 号	熊本県地域未来基金条例	1 条例制定の趣旨 産業集積の形成及び拡大、地場産業の付加価値の向上及び販路の開拓等による地域の発展を図るため、基金を設置する必要がある。 2 主な制定内容 熊本県地域未来基金（以下「基金」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を条例で定める。 ア 基金の設置について定める。 イ 基金として積み立てる額について定める。 ウ 基金に属する現金の保管について定める。 エ 基金の運用から生ずる収益の処理について定める。 オ 基金の運用について定める。 カ 基金の処分について定める。 キ その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。 3 施行期日 公布の日から施行する。

第 7 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県財産条例の一部を改正する条例
熊本県財産条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「及び令和 2 年 7 月豪雨」を「、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 8 年熊本地震」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和 8 年熊本地震による災害の被災者に対し応急仮設住宅を早急に供与するため、応急
仮設住宅の買入りに係る議会の議決要件を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県財産条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 号	熊本県財産条例の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 令和 8 年熊本地震による災害の被災者に対し、応急仮設住宅を早急に供与するため、応急仮設住宅の買入に係る議会の議決要件を見直す必要がある。 2 主な改正内容 令和 8 年熊本地震による災害の被災者に対する災害救助法第 2 条の規定に基づく救助として供与される応急仮設住宅の買入れについては、議会の議決を要しないこととする。 3 施行期日 公布の日

報告第 7 号

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人熊本県立大学の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の概要

県政情報文書課

1 基本情報

(1) 設立の目的

大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) これまでの経緯

昭和 22 年（1947 年）4 月 熊本県立女子専門学校創立

昭和 24 年（1949 年）4 月 熊本女子大学開学

平成 6 年（1994 年）4 月 名称を熊本県立大学に変更、男女共学化

平成 18 年（2006 年）4 月 公立大学法人熊本県立大学設立（法人化）

(3) 設立年月日

平成 18 年（2006 年）4 月 1 日

(4) 組織

- ・理事長等 理事長 黒田 忠広 / 副理事長（学長） 堤 裕昭
- ・学 部 文学部、環境共生学部、総合管理学部（学生数計 2,130 人）
- ・大 学 院 文学研究科、環境共生学研究科、
アドミニストレーション研究科（大学院生計 69 人）
- ・教職員数 教員 85 人、事務職員 40 人

※学生数、大学院生数及び教職員数は、令和 8 年 5 月 1 日現在。

(5) 基本財産

資本金 12,166,185 千円（県出資比率 100%）

2 令和 7 年度決算

(1) 総括

公立大学法人熊本県立大学においては、運営の効率化や経費節減等に不断に取り組んでおり、経営状況は安定している。また、収益の約 50%を占める運営費交付金についても、有効に活用されており、全体として特に問題視すべき点は見当たらない。

(2) 貸借対照表 (R8. 3. 31) と損益計算書 (R7. 4. 1～R8. 3. 31)

貸借対照表 (単位: 千円)

資産の部		負債の部	
固定資産	(13,064,702) 13,161,538	固定負債	(527,365) 558,663
流動資産	(997,031) 866,119	流動負債	(673,964) 706,891
		純資産	(12,860,404) 12,762,103
合計	(14,061,733) 14,027,657	合計	(14,061,733) 14,027,657

※表中の () 内は、前年度の額。

損益計算書 (単位: 千円)

経常費用		経常収益	
業務費	(2,887,548) 3,134,282	運営費 交付金収益	(1,411,223) 1,707,525
一般管理費	(155,053) 195,887	授業料収益	(1,142,417) 1,144,486
その他	(11,666) 14,336	入学金収益	(134,249) 132,207
		その他	(304,140) 378,978
合計	(3,054,267) 3,344,506	合計	(2,992,029) 3,363,196
経常利益			(△62,239) 18,690
当期純利益			(△62,239) 18,690
目的積立金取崩額			(46,386) 84,303
当期総利益			(△15,852) 102,993

(3) 主な増減要因

- ① 資産: [固定資産]の増加は、大規模修繕や半導体学部（仮称）棟の建設費に係る建設仮勘定の増加等によるもの。[流動資産]の減少は、前中期目標期間繰越積立金の取崩しや運営費交付金の未収等により、現金及び預金が減少したことなどによるもの。
- ② 負債: [固定負債]の増加は、システム等のリース更新により長期未払金が増加したことなどによるもの。[流動負債]の増加は、半導体学部（仮称）棟の設計業務に係る預り施設費の増加等によるもの。
- ③ 経常費用: [業務費]の増加は、修学支援法に基づく授業料等減免の影響による教育経費の増加や給与改定による職員人件費の増加等によるもの。
- ④ 経常収益: [運営費交付金収益]の増加は、修学支援法による授業料等減免分の増加によるもの。[その他]の増加は、企業からの現物寄附により寄附金収入の増等によるもの。

3 令和8年度事業計画

(1) 社会と時代の要請に合わせた教育の質の向上

「PUK データサイエンス教育プログラム」の実施、令和8年度からスタートする文学部グローバル・スタディーズ学科における新カリキュラムの実施や半導体学部（仮称）の令和9年度開設に向けたカリキュラム実施の準備等、社会や時代の状況を踏まえた対応を着実に行う。

- 令和7年度に「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム(MDASH)」(応用基礎レベル)として認定された「PUK データサイエンス教育プログラム」について、構成科目の「データサイエンス入門」と「データサイエンス演習」を着実に実施する。
- 令和8年度からスタートする文学部グローバル・スタディーズ学科において、新カリキュラムを着実に実施する。
- 令和9年度に開設予定の半導体学部（仮称）について、カリキュラム実施の準備を着実に進める。

(2) 地域との幅広い協働を確立する教育研究の着実な推進

令和2年7月豪雨からの復興・再生等の支援を含め、地域貢献を視野として地域に学ぶことを重視し、地域課題の解決に貢献する研究活動を行い、また、地域の様々な課題と本学の研究シーズ等のマッチングを図る。

- 「もやいすと育成プログラム」や地域連携型学生研究、各学部学科の授業やゼミ活動等において、大規模自然災害からの復興・再生や起業・事業承継課題等を含む地域の諸課題を題材とし、その課題解決に貢献する教育の取組をさらに推進する。
- 「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点による研究を推進する。
- 地域の様々な課題と本学の研究シーズ等のマッチングを図るとともに、地域おこしスタートアップ事業等を有効に活用し、地域課題解決に繋がる研究を積極的に推進する。

(3) 地域の国際化に対応し、国際社会にも寄与する教育研究の推進

英語能力の向上を目指したTOEIC®IPテストの2年生全員受験を実施するとともに、グローバルな視点を持ち、地域課題に柔軟に対応できる能力を養う「もやいすとグローバル育成プログラム」を着実に実施する。また、学生の海外留学や研修を支援するとともに、外国人留学生に対し、来日前から帰国まで切れ目のないきめ細かな支援を行い、地域の国際化に対応し、国際社会にも寄与する教育研究を推進する。

- 令和7年度に導入した英語学習用のe-learningシステムの学生の利活用状況を継続把握するとともに、必要に応じて改善策を講じる。
- 「もやいすとグローバル育成プログラム」を着実に実施する。特に、3年次の「グローバル実践活動」について、学生の多様なニーズや適性に応えるため、熊本県と連携した課題解決型研修や、業者を活用した海外の企業等でのインターンシップを実施する。
- 受入れ外国人留学生等に対し、来日前から帰国まで切れ目のないきめ細かな支援を行う。

(4) その他

大学を取り巻く社会の変化に適切に対応するため、必要な対策を講じる。

報告第 8 号

天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、天草エアライン株式会社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

天草エアライン株式会社の令和7年度(2025年度)決算概要について

交通政策課

1 基本情報

(1) 会社設立の目的

天草地域は、熊本県の中心地である熊本市からの移動に2時間以上を要するなど、地理的状況が離島地域と類似する条件不利地域である。そのため、平成12年(2000年)3月から、熊本県、天草市、上天草市、苓北町等が出資をし、天草地域の唯一の高速交通機関として、天草エアラインが運航を開始した。現在、福岡空港、阿蘇くまもと空港及び大阪国際(伊丹)空港に就航しており、地域住民の生活、地域の医師確保を含めた地域のライフラインの一つとして必要不可欠な存在となっている。

(2) 設立年月日 平成10年(1998年)10月12日

(3) 組織 代表取締役社長 山西 聡

役員等：代表取締役副社長(天草市)、取締役副社長(熊本県)

専務取締役1名、取締役8名、監査役2名

(R8.6.1現在)職員等：職員65名

(4) 株式状況 資本金 100,000千円(本県出資相当額 53,307千円、出資比率約53%)

※その他主な株主

天草市(約23%)、九州電力㈱(約0.04%)、

㈱肥後銀行(約0.04%)他

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R7年度 (2025)	R6年度 (2024)	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)
I 損益計算書の概要					
営業収益(売上高等)(A)	957,789	837,945	899,756	614,945	497,270
営業費用(B)	1,870,905	1,653,590	1,530,268	1,542,119	1,380,685
営業利益(C)=A-B	▲913,117	▲815,645	▲630,512	▲927,174	▲883,415
営業外収入(D)	17,377	20,325	18,808	22,282	2,669
営業外費用(E)	416	0	36	15,921	0
経常利益(F)=(C)+(D)-(E)	▲896,156	▲795,320	▲611,740	▲920,813	▲880,746
特別利益(G)	996,466	881,918	598,137	1,080,601	980,034
特別損失(H)	52,104	76,513	0	58,340	66,849
法人税・住民税・事業税(I)	15,773	777	489	20,578	9,766
当期純利益 (J)=(F)+(G)-(H)-(I)	32,433	9,308	▲14,092	80,870	22,673
II 主な増減理由(R6→R7)					
【営業収益(売上高等)(A)】県防災消防航空センターのヘリコプター「ひばり」の運航・整備を受託によりヘリ収入が増加など 【営業利益(C)】重整備等による整備費や欠航による臨時貨客費の増加など					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和8年(2026年)3月31日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負債及び資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	794,999	流動負債	384,870
固定資産	184,805	引当金	82,230
繰延資産	12,979	資本金	100,000
		資本剰余金	399,000
		利益剰余金	26,684
合 計	992,783	合 計	992,783

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

主な注記事項

- ・令和5年度に資本金499,000千円のうち399,000千円を資本準備金に振り替え、資本金を100,000千円に減資。

3 事業実績等

※主な営業指標	R7年度 (2025)	R6年度 (2024)	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)
(1)利用者数(有償旅客数)	52,543	57,992	63,843	51,906	37,958
(2)利用率(有償搭乗率)	38.3%	40.7%	40.5%	34.9%	25.7%
(3)就航率	85.5%	89.6%	91.4%	87.1%	91.1%

- (1) 令和7年度においても安全運航を第一に、平成30年度から開始した日本エアコミュニケーション株式会社(鹿児島県)と整備業務の管理の受委託により、長期運休の回避や整備品質の一層の向上を通じて、定時性の確保を図り安定運航に努めた。
- (2) 旅客需要については、令和7年度はすべての路線において有償搭乗率は減少に転じ、コロナ禍前の水準と比較しても2割程度減少している。大阪線についても過去最高となった前々期と比較すると約5%搭乗率が減少しており、先行きが不透明な状況である。全体的な旅客需要の回復の遅れに加え、燃油・物価高騰の影響により、引き続き厳しい経営状況が続いているが、自社旅行業による地域イベントに合わせた旅行商品の造成、地域おこし協力隊によるPR動画やSNS等での情報発信などを通して誘客・利用促進を図った。
- (3) 運航状況については、被雷による機体損傷や梅雨時期の計画減便に加え、機長、副操縦士の退職により、運休便が310便(対前期▲24便)となった。また、欠航便は前期と比較して増加し就航率は85.5%(対前期▲4.1p)、運航便数は2,855便(対前期▲115便、96.1%)となった。
- (4) 決算状況については、運航便数減や燃料単価の減少に伴い燃料費等は減少したが、10年目を迎える機体の大きな整備や社員の賃金改定を実施したこと等による費用の増加により経常利益は▲896,156円(対前期▲100,836千円)となった。
特別利益の補助金収入として、県と2市1町で協調した経営支援や機材整備費補助金等で975,471千円を計上。
結果、税引前当期純利益は48,206千円、法人税等を差し引いた当期純利益は32,433千円となり、創業以来はじめて累損解消となった。

報告第 9 号

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和7(2025)年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

(1) 会社設立の目的

J R 豊肥本線の熊本駅～肥後大津駅間の電化により、時間短縮、列車の増発等の輸送サービスの改善を図る。

(2) 設立年月日 平成9年11月21日

(3) 組 織 代表取締役社長 三浦 基路 (JR九州熊本支社長)

役員等：取締役5名、監査役3名

(令和8(2026)年3月31日現在)

(4) 株式状況 資本金 2,136,000 千円

(本県出資額 694,200 千円、出資比率 32.5%)

※その他主な株主 九州旅客鉄道(株)(50%)、熊本市(15%)他

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R7年度 (2025)	R6年度 (2024)	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)
I 損益計算書の概要					
営業収益(売上高等)(A)	106,600	106,600	106,600	106,600	106,600
営業費用(B)	67,252	68,766	69,092	69,838	72,652
営業利益(C)=A-B	39,348	37,834	37,508	36,762	33,948
営業外収入(D)	4,308	3,885	3,638	3,469	3,320
営業外費用(E)	—	—	—	—	—
経常利益(F)=(C)+(D)-(E)	43,656	41,719	41,146	40,231	37,268
特別利益(G)	—	—	—	—	—
うち補助金収入	—	—	—	—	—
特別損失(H)	176	13	—	—	—
法人税等(I)	14,273	13,777	13,609	11,467	7,170
当期純利益(J)=(F)+(G)-(H)-(I)	29,207	27,929	27,537	28,764	30,098
II 主な増減理由(R6→R7)					
・ 特別損失(H)及び法人税等(I)は増加したものの、固定資産税、減価償却費の減少により、営業費用(B)が減少したことで当期純利益(J)は前年度比増となった。					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和8(2026)年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	118,775	流動負債	16,961
固定資産	1,385,573	資本金	2,136,000
		利益剰余金	△ 648,612
合 計	1,504,349	合 計	1,504,349

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 事業実績等

(単位：千円)

	R7年度 (2025)	R6年度 (2024)	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)
(1) 営業収益 (売上高等)	106,600	106,600	106,600	106,600	106,600
(2) 営業費用	67,252	68,766	69,092	69,838	72,652

(1) 営業収益 (売上高等)

- 九州旅客鉄道(株)への鉄道施設の貸付けを行い、前年度と同額の使用料収入を確保した。

(2) 営業費用

- 固定資産税、減価償却費が減少するとともに、経費節減や効率的な会社運営に取り組み、前年度に比べて1,514千円の減となった。

報告第 10 号

肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和 7 (2025) 年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

(1) 会社設立の目的

九州新幹線新八代・鹿児島中央間の開業に伴い九州旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線（熊本県八代駅から鹿児島県川内駅までの 116.9km）において鉄道事業を行い、地域鉄道の運行を維持する。

(2) 設立年月日 平成 14 年 10 月 31 日

(3) 組 織 代表取締役社長 中村 誠希（元熊本県職員）
 役員等：取締役副社長 2 名（熊本県、鹿児島県）
 専務取締役 1 名
 常務取締役 1 名
 取締役 5 名（沿線市長、JR 貨物九州支社長）
 監査役 2 名
 (R8. 4. 1 現在) 職員等：職員 125 名

(4) 株式状況 資本金 1,560,000 千円
 （本県出資額 620,500 千円、出資比率 39.8%）
 ※その他の株主
 鹿児島県（39.8%）、沿線自治体（14.0%）、JR貨物（6.4%）

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R7年度 (2025)	R6年度 (2024)	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)
I 損益計算書の概要					
営業収益 (売上高等) (A)	1,640,926	1,668,849	1,570,538	1,535,857	1,619,644
営業費用 (B)	2,718,735	2,626,338	2,463,484	2,496,912	2,169,537
営業利益 (C)=A-B	△1,077,808	△957,488	△892,946	△961,055	△549,893
営業外収入 (D)	18,809	28,377	16,323	15,356	21,556
営業外費用 (E)	10,166	2,718	2,512	3,330	7,168
経常利益 (F)=(C)+(D)-(E)	△1,069,166	△931,829	△879,135	△949,029	△535,505
特別利益 (G)	1,004,179	1,055,724	837,706	1,485,130	1,693,489
うち補助金収入	1,001,857	1,055,724	837,706	1,485,117	1,592,979
特別損失 (H)	609,923	107,897	57,592	180,652	439,025
当期純利益 (I)=(F)+(G)-(H)	△679,106	8,277	△103,220	298,662	615,974
II 主な増減理由 (R6→R7)					
・運転士不足による定期便の減便、令和7年8月の大雨災害に伴う一部運休による営業収益の減 (A) ・基本給改定に伴う人件費の増や車両検査の前倒し実施による営業費用の増 (B) ・令和7年8月の大雨災害の復旧費を計上したことによる特別損失の増 (H)					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和8年(2026年)3月31日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負債及び資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,065,647	流動負債	2,035,169
		固定負債	240,144
固定資産	1,616,077	資本金	1,560,000
		利益剰余金	△1,153,589
合 計	2,681,724	合 計	2,681,724

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 事業実績等

	R7年度 (2025)	R6年度 (2024)	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)
(1) 利用者数 (千人)	957	1,039	1,021	975	939
(2) 対前年度比	92.1%	101.7%	104.7%	103.8%	116.8%

(1) 営業収益 (売上高等)

運転士不足による定期便の減便と観光列車おれんじ食堂等の運休、令和7年8月豪雨による一部運休があり、輸送人員は前年比8万2千人減の95万7千人となり27百万円減 (▲1.7%) となった。

(2) 営業費用

基本給改定に伴う人件費の増加 (42百万円)、車両検査の前倒し実施による増 (54百万円) 及び資材・労務費の上昇の影響等により、92百万円増 (+3.5%) となった。

報告第 34 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和7年度の
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の概要

議案番号	議 案 名	内 容						
報告 第34号	熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について	1 趣旨 地方自治法の規定により、令和7年度の熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、監査委員の意見を付して提出する必要がある。 2 評価結果 評価対象期間である令和7年度中において運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。 評価対象期間中に把握した重大な不備 <table> <tr> <th>No.</th><th>概要</th><th>是正状況</th></tr> <tr> <td>1</td><td> 【個人情報の漏えい】 ・メール又は書類の誤送等による個人情報が流出する事案を対象年度中に22件把握。 ・個人情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。 </td><td> ・全職員向けの個人情報保護研修や新任班長研修、マイナンバー取扱担当者研修、令和7年度から必修化した全職員向けの情報セキュリティ研修において、繰り返し、個人情報の適切な取扱いの徹底や各所属におけるチェック体制の強化について周知啓発を実施。 ・さらに、令和7年度中に個人情報の漏えいが発生した所属には、漏えい事例を基に具体的な対策を学ぶ研修を受講させ、再発防止策を徹底するよう改めて注意喚起。 ・これに加え、書類の作成や封筒封入時の注意点、メール送信時のルール等の個人情報漏えい対策の徹底について、令和8年6月に改めて全庁に通知。 </td></tr> </table>	No.	概要	是正状況	1	【個人情報の漏えい】 ・メール又は書類の誤送等による個人情報が流出する事案を対象年度中に22件把握。 ・個人情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	・全職員向けの個人情報保護研修や新任班長研修、マイナンバー取扱担当者研修、令和7年度から必修化した全職員向けの情報セキュリティ研修において、繰り返し、個人情報の適切な取扱いの徹底や各所属におけるチェック体制の強化について周知啓発を実施。 ・さらに、令和7年度中に個人情報の漏えいが発生した所属には、漏えい事例を基に具体的な対策を学ぶ研修を受講させ、再発防止策を徹底するよう改めて注意喚起。 ・これに加え、書類の作成や封筒封入時の注意点、メール送信時のルール等の個人情報漏えい対策の徹底について、令和8年6月に改めて全庁に通知。
No.	概要	是正状況						
1	【個人情報の漏えい】 ・メール又は書類の誤送等による個人情報が流出する事案を対象年度中に22件把握。 ・個人情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	・全職員向けの個人情報保護研修や新任班長研修、マイナンバー取扱担当者研修、令和7年度から必修化した全職員向けの情報セキュリティ研修において、繰り返し、個人情報の適切な取扱いの徹底や各所属におけるチェック体制の強化について周知啓発を実施。 ・さらに、令和7年度中に個人情報の漏えいが発生した所属には、漏えい事例を基に具体的な対策を学ぶ研修を受講させ、再発防止策を徹底するよう改めて注意喚起。 ・これに加え、書類の作成や封筒封入時の注意点、メール送信時のルール等の個人情報漏えい対策の徹底について、令和8年6月に改めて全庁に通知。						

		3 監査委員による審査の結果及び意見 ・評価報告書について、熊本県知事による評価手続に沿って適切に実施されたか、事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。 (指摘事項) ・監査において確認したところ、これまでと同様、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した。 ・今後、このような提出漏れが発生しないように、まずは本制度の趣旨の周知を徹底していただきたい。 ・また、全職員の受講が必修化されている「個人情報保護」や「情報セキュリティ」に関する研修の受講等を通じて、個人情報の重要性についての職員の認識をより一層高めるとともに、業務委託先も含め、個人情報を取り扱う事務のチェック体制、情報漏えいの防止策を強化・徹底していただきたい。 ・今後とも、本制度による日常的モニタリングが有効に機能し、評価手続が適正に行われ、リスク発生防止のための一層効果的な仕組みとなるよう引き続き取り組んでいただきたい。
--	--	--

報告第 35 号

令和7年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

議案番号	議 案 名	内 容					
報告 第 3 5 号	令和 7 年度決算 に基づく熊本県 の財政の健全化 判断比率及び公 営企業の資金不 足比率の報告に ついて	1 趣旨					
		地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 7 年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する必要がある。					
		2 健全化判断比率等 (単位：％)					
		比率名	比率の内容	R 7 年度	R 6 年度	参 考	
						早期健全化 基準[注 1]	財政再生 基準[注 2]
		①実質赤字 比率	一般会計等に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	3.75	5.00
		②連結実質 赤字比率	公営企業を含む全ての会計に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	8.75	15.00
		③実質公債 費比率	借入金（地方債）の返済額（公債費）等の大きさの財政規模に対する割合	9.1	8.9	25.0	35.0
		④将来負担 比率	借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合	213.6	212.5	400.0	
		[注 1] 各比率のいずれかが基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになる。					
[注 2] 各比率のいずれかが基準以上の場合には、「財政再生計画」を定め、国の関与による確実な財政再生に取り組むことになる。							
		3 資金不足比率（公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する割合） (単位：％)					
						参考	
会計の名称		R7年度	R6年度	経営健全化 基準[注]			
①電気事業会計		—	—	20.0			
②工業用水道事業会計		—	—				
③有料駐車場事業会計		—	—				
④病院事業会計		—	—				
⑤流域下水道事業会計		—	—				
⑥港湾整備事業特別会計		—	—				
⑦臨海工業用地造成事業特別会計		—	—				
⑧高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計		—	—				
[注] 比率が基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定め、自主的な改善努力による経営健全化に取り組むことになる。							

		4 監査委員による審査の結果及び意見 ・審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定・作成されているものと認められた。 ・健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも健全化基準を大きく下回っているものの、昨年公表された「中期的な財政収支の試算」においては、公債費の増加やインフラ整備に伴う歳出の増加等により、毎年度財源不足となる見通しである。 ・さらに、令和8年熊本地震の発生に伴い、今後、復旧・復興に向けた財政需要が生じることから、国への財政支援を強く働きかけるなど、必要となる財源の確保に最大限務めるとともに、的確な財政見通しのもと、将来にわたって持続可能な県政運営に向け財政健全化に取り組んでいただきたい。
--	--	--

報告第 36 号

五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について

熊本県五木村振興推進条例（平成20年熊本県条例第69号）第3条第2項の規定により、令和7年度の五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況を次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度の進捗状況

（1）生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進

移動販売による五木村買い物支援実証事業や、令和8年4月開校に向けた小中一貫教育推進「義務教育学校」移行事業、魅力化推進コーディネーターが東京大学先端科学技術研究センター等との連携を強化し、独自の課題解決型の探究学習を推進した人吉高校五木分校魅力向上プロジェクトなどに取り組んだ。

（2）豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出

五木村内県有林の適切な育成管理等のため、植栽、下刈り、間伐等を行う県有林整備事業や、くまもと林業大学校人財づくり事業を通じた林業の担い手育成や機能拡充に向けた関係機関との協議、ヤマメ養殖場の利用拡大に向けた給水施設改修調査設計及び工事、村の魅力を発信するための都市部でのイベント参加等を行う移住定住促進事業などに取り組んだ。

（3）新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備

新たな平場整備に向けた造成箇所の施工範囲、優先順位及び利活用策についての協議・検討や、五木東小学校前の平場整備、山林からの土砂流出等を防止するための流域保全総合治山事業、五木村の安全・安心の確保に向けた河川改修事業、国道445号道路改良事業、県道宮原五木線道路改良事業、村道・林道改良修繕事業などに取り組んだ。

（4）豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興

五木村の中心部である東地区の活性化に向けたグランドデザインの策定や、令和6年度に策定した「五木村宮園周辺地域ふるさとづくり計画（五木村宮園周辺地域振興策）」に基づいた宮園周辺地域の拠点整備と賑わいづくりの実施、道の駅「子守唄の里五木」の物産館の改修や、駐車場舗装工事、温泉施設の建替えに係る利便性・機能性向上に向けた検討などに取り組んだ。

五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告の概要

議案番号	議 案 名	内 容			
報告 第 3 6 号	五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について	1 五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告 熊本県五木村振興推進条例（平成 2 0 年熊本県条例第 6 9 号）第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年度の五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況を次のとおり報告する。			
		2 令和 7 年度の進捗状況			
		(1) 生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進 [主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	五木村買い物支援実証事業	5,000	村
		2	小中一貫教育推進「義務教育学校」移行事業	10,414	村
		3	人吉高校五木分校魅力向上プロジェクト	6,347	村・県
		(2) 豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出 [主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	県有林整備事業	26,019	県
		2	くまもと林業大学校人財づくり事業	154,813 の一部	県
		3	ヤマメ養殖場給水施設改修調査設計業務委託・工事	9,838	村
		4	移住定住促進事業	6,500	村
		(3) 新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備 [主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	新たな平場整備に向けた協議・検討	— (ゼロ予算)	村・県・国
		2	五木東小学校前平場整備	国直轄事業 の内数	村・国
		3	流域保全総合治山事業（五木地区・五家荘地区）	477,491	県
		4	河川改修事業	198,112	県

議案番号	議 案 名	内 容			
		(単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		5	国道445号道路改良事業 (九折瀬工区・宮園工区・ 上下坂工区)	657,787	県
		6	県道宮原五木線道路改良事 業(椿工区・河俣工区)	269,638	県
		7	村道・林道改良修繕事業	29,457	村
		(4) 豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振 興			
		[主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	東地区の活性化に向けたグラ ンドデザインの策定	— (ゼロ予算)	村・県・国
		2	宮園周辺地域の拠点整備と賑 わいづくり	465	村・県
		3	道の駅の施設改修、利便性・ 機能性向上に向けた検討	43,625	村・県
		【参考】五木村振興基金の積立等について ○熊本県五木村振興基金(県基金)			
		(単位：円)			
			積立額	取崩額 (村へ交付)	残額
		令和6年度 まで	2,011,291,853	1,000,000,000	1,011,291,853
		令和7年度	7,952,581	0	1,019,244,434
		※令和7年度積立額内訳 ・7,952,581円(利息)			

議案番号	議 案 名	内 容			
		○五木村振興基金（村基金）			
		（単位：円）			
			積立額 （県から交付等）	取崩額 （事業へ充当）	残額
		令和６年度 まで	1,000,069,266	332,240,000	667,829,266
		令和７年度	1,365,846	294,692,000	374,503,112
		※令和７年度積立額内訳 ・ 1,365,846 円（利息）			